

公の施設等の使用料及び利用料金減免の見直しについて

公の施設等の使用料及び利用料金減免の見直しについて、見直し案を作成しました。施行日は、令和4年4月1日とします。

1 見直し基準の文言修正

H25に定めた見直し基準について、時勢を考慮し、かつ、実態に即したものとするため以下のとおり修正します。

	新	旧	減免割合
①	公共性が高い活動をしている団体・特別に市長が進める政策に関する活動をしている団体		全額減免（公民館） 5割減免（公民館以外）
②	社会的支援を必要とする方への活動等を行う団体	経済的・社会的弱者等への社会参画支援	5割減免
③	その他特定の政策の推進に資する団体※	その他特定の政策の推進（文化スポーツ振興）	5割減免
④	産業関係団体のうち、公共性のある団体		3割減免

※ 基準③に適合する団体は、文化、スポーツ、観光振興等に関する活動を行う団体であって、②及び④に該当しない団体をいう。

2 団体の新規追加について

(1) 多治見市腎友会（所管：福祉課）

ア R2.1月に要望書を受領。腎臓病患者を広く支援している団体であり、社会的支援を必要とする方への活動を行っているため認められるため、新規追加します。

イ 基準は②、対象施設は他の社会福祉団体と同様とします。

	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5
新規追加	②			○				○	○			○	○		○		○			○

(表の見方)

社福＝社会福祉施設	都公＝都市公園	全＝全額免除
宿泊＝三の倉市民の里	学習＝学習館	5＝5割減免
文化＝文化会館	公民＝公民館、交流センター	3＝3割減免
図書＝子ども情報センター		
体育館＝体育館、運動場		
産文＝産業文化センター、勤労者センター		

(2) 公社) 多治見市シルバー人材センター (所管: 高齢福祉課)

ア R1から継続的に要望を受けており、当該団体の活動は市の特定の政策の推進(高齢者の就労支援)に資するものと認められるため、新規追加します。

イ 基準は③、対象施設は使用実績を踏まえ、バロー文化ホール、公民館、産業文化センターとします。

	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5	
新規追加	③								○			○			○						

(3) セラミックバレエ協議会 (所管: 産業観光課)

ア R3.4月に発足した当該団体は、陶磁器業界、商工会議所、自治体等が参加し、地域振興を進める公益性が高い団体と認められるため、新規追加します。

イ 基準は④、対象施設は他の産業関係団体と同様とします。

	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5	
新規追加	④									○						○		○			

3 その他の変更について

(1) 根本校区地域力向上推進会議 (所管: 暮らし人権課)

ア 団体数の増加に対応するため、名称を「各校区地域力向上推進組織」に変更します。

※ 現状は4地域(根本、小泉、滝呂、笠原)。今後、脇之島、養正が追加予定

※ 団体名称は各校区ごとに異なる。

イ 公民館のない地域の地域力向上推進組織の活動を支援するため、自治会及びまちづくり市民会議と同様の取扱いとします。

→ 規則附則3「公益活動で公の施設等を使用する場合は、当該専用使用料の全額を免除する。」

	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5	
現状	①		○								○										○
変更後	①	△	○								○									△	○

(2) 専修学校（所管：教育推進課）

当該団体は、学校教育法に基づく学校であるため、基準を④から③に変更し、対象施設は私立高等学校と同様とします。

(例：看護専門学校、アンファッションカレッジ、文化洋裁専門学校、ミユキ文化服飾専門学校)

	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5
現 状	④									○						○		○		
変更後	③			○		○	○	○	○			○	○	○	○		○			

(3) 社会福祉協議会その他の社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉法人（所管：福祉課）

ア 社会福祉協議会は、一個の団体として別に設定があり重複しているため、名称を「社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉法人（社会福祉協議会を除く。）」に変更します。※ 基準及び対象施設に変更なし

社会福祉法人 (社協を除く)	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5
名称変更のみ	①		○																	○

イ 併せて、社会福祉協議会の対象施設を従前と変更がないよう修正します。

社会福祉協議会	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5
現 状	①										○									
変更後	①		○								○									○

(4) 自治会（所管：くらし人権課）

ア 緑化公園課から、「自治会は、都市公園の全額免除団体だが、児童遊園等には減免規定がないため、同様に取り扱えるようにしたい。」との政策的提案がありました。

イ これを受けて、「多治見市行政財産の目的外使用料徴収条例」別表第1における「公園、広場その他これらに類するもの」（9月議会改正箇所）について、都市公園と同様に全額免除できる規定を加えます。

	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5	児童等全
現 状	①	△	○		○						○								△	○	
変更後	①	△	○		○						○								△	○	○

4 団体の削除について

下表の8団体（所管：産業観光課）を削除します。

No	団体名称	基準	状況
1	顔料商工組合	④	活動実態なし、使用実績なし
2	国際ソロプチミスト多治見	④	H30.8月解散
3	社交飲食業生活衛生同業組合	④	R 2.3月解散
4	多治見塩販売（協）	④	活動実態不明、使用実績なし
5	多治見たばこ販売（協）	④	H24.7月解散
6	東濃紙器段ボール箱（協）	④	H29.4月解散
7	多治見まちづくり(株)	③	R4.4月 観光協会と統合
8	(株)華柳	④	R4.4月 観光協会と統合

5 今後のスケジュール

R 4	1月	規則改正
	4月1日	施行